

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年7月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）ナルス南高田店
所在地 上越市上中田北部土地区画整理事業地内1街区
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出
公告日 平成26年2月28日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
歩行者の通行の利便の確保等
・敷地から側道への乗入れなどの利用を希望する場合は道路課に協議していただきたい。
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成26年7月8日から平成26年8月8日まで